



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年6月23日 金曜日 第2885号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任……………（情報政策課）… 438
- 知事指定薬物の指定……………（薬務衛生課）… 438
- 指定自立支援医療機関の所在地の変更……………（障がい福祉課）… 438
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……………（経営支援課）… 438
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧……………（農地整備課）… 439
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間……………（水産課）… 439
- 公共測量の終了の通知……………（道路維持課）… 439
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧……………（都市計画課）… 439
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定……………（会計課）… 439
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（東予地方局農村整備課）… 440
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 440
- 土地改良区役員の就退任の届出（3件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 440
- 落札者等の告示……………（警察本部会計課）… 441

公 告

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画……………（水産課）… 441
- 診断用模擬運転装置（四輪）の借入れ……………（警察本部会計課）… 443

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第745号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年6月26日から、愛媛県に置かれている執行機関の特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとした。

平成29年6月23日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第746号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成29年6月23日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 2-（メチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン（通称名Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類

- (2) 1-（4-クロロフェニル）-N-メチルプロパン-2-アミン（通称名4-CMA、p-CMA）及びその塩類
- (3) 1-（4-シアノブチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名CUMYL-4CN-BINACA）及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成29年6月24日

○愛媛県告示第747号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年6月23日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
愛ほっと訪問看護ステーション	宇和島市天神町8-23天神ビル2階	宇和島市新町1丁目1-14アクティブモア本社ビル	平成25年11月4日

○愛媛県告示第748号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場1番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか59者	イオンリテール株式会社 ほか58者	平成28年 8月11日 ほか	平成29年 6月9日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市大西町山之内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・山之内地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年 6月26日から 7月24日まで

3 縦覧場所

今治市役所大西支所

○愛媛県告示第750号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年 6月23日から 7月 6日まで

○愛媛県告示第751号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成業務）

2 作業期間 平成28年11月24日から

平成29年 5月30日まで

3 作業地域 四国中央市中之庄町他

○愛媛県告示第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画ごみ処理場の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第753号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
今第 40号	今治市菊間町種4070番地 2		今治市菊間町種4070番地 2 ローソン太陽石油四国事業所店	平成29年 5月18日

○愛媛県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年 6月23日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 敏 久	西条市丹原町高松甲1351番地 1

○愛媛県告示第755号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-27)第11505号	平成27年 6月7日	(株)高石開発	高石 崇雄	新居浜市観音原町甲6-3	平成29年 5月10日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-27)第16719号	平成27年 7月22日	松本防水	松本 成次	新居浜市郷3-3-19	平成29年 5月16日	防水工事業	建設業の廃止
(般-24)第9608号	平成24年 9月18日	濱垣建設	濱垣 辰夫	西条市神拝乙124-2	平成29年 5月29日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 6月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地
〃	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
〃	太 田 和 博	松山市堀江町甲1615番地 3
〃	田 村 健 司	松山市堀江町甲1375番地 7
〃	太 田 訓 史	松山市堀江町甲1554番地 7
〃	安 井 和 久	松山市堀江町甲843番地19
〃	橋 本 友 一	松山市堀江町甲1732番地
〃	高 橋 和 志	松山市堀江町甲1767番地 7
〃	杉 田 信 昭	松山市堀江町甲1792番地 4
〃	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036番地
監 事	高 木 一 男	松山市堀江町甲1450番地
〃	松 下 哲 士	松山市堀江町甲1833番地
〃	杉 田 秀 夫	松山市堀江町甲1783番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 下 長 生	松山市堀江町甲1799番地

〃	高須賀 一 喜	松山市堀江町甲1675番地
〃	太 田 和 博	松山市堀江町甲1615番地 3
〃	田 村 健 司	松山市堀江町甲1375番地 7
〃	太 田 訓 史	松山市堀江町甲1554番地 7
〃	安 井 和 久	松山市堀江町甲843番地19
〃	新 出 務	松山市堀江町甲2072番地 1
〃	高 橋 和 志	松山市堀江町甲1767番地 7
〃	芳 本 幸 安	松山市堀江町甲1786番地 1
〃	芳 野 豊 志	松山市堀江町甲2036番地
監 事	高 木 一 男	松山市堀江町甲1450番地
〃	松 下 哲 士	松山市堀江町甲1833番地
〃	杉 田 信 昭	松山市堀江町甲1792番地 4

○愛媛県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 6月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町一丁目197番地
〃	芳 野 紀 由	松山市和気町一丁目195番地 6
〃	芳 野 國 廣	松山市和気町一丁目217番地
〃	芳 野 龍 男	松山市和気町一丁目220番地
〃	濱 岡 英 俊	松山市辰巳町 7 番35号

〃	小笠原 壯 一	松山市和気町二丁目1014番地
〃	河 内 正 利	松山市和気町二丁目1033番地
〃	芳 野 惠 三	松山市和気町二丁目1019番地
監 事	岡 本 一 孝	松山市和気町一丁目225番地
〃	須 賀 誠	松山市和気町一丁目245番地
〃	芳之内 一 磨	松山市和気町二丁目970番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町一丁目197番地
〃	芳 野 紀 由	松山市和気町一丁目195番地 6
〃	芳 野 國 廣	松山市和気町一丁目217番地
〃	芳 野 龍 男	松山市和気町一丁目220番地
〃	濱 岡 英 俊	松山市辰巳町 7 番35号
〃	小笠原 壯 一	松山市和気町二丁目1014番地
〃	河 内 正 利	松山市和気町二丁目1033番地
〃	芳 野 惠 三	松山市和気町二丁目1019番地
監 事	岡 本 一 孝	松山市和気町一丁目225番地
〃	芳 野 省 三	松山市和気町一丁目199番地
〃	芳之内 一 磨	松山市和気町二丁目970番地

○愛媛県告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 6月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

○愛媛県告示第759号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
初動捜査支援システムの借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成29年 5月31日	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	1,927,260円 (月額)	一般競争入札	平成29年 4月14日

公 告

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成28年12月27日付け公告）を次のとおり変更した。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	北 尾 幸 一	松山市北条1109番地 1
〃	森 田 務	松山市北条561番地 3
〃	俵 原 正 文	松山市北条490番地
〃	伊 田 稔	松山市北条940番地
〃	高 橋 次 雄	松山市北条516番地
〃	森 田 浩 敏	松山市北条362番地 8
〃	豊 田 英 一	松山市北条819番地
〃	伊 田 憲 弘	松山市北条479番地 1
監 事	越 智 眞之助	松山市北条452番地 6
〃	野 村 峯 雄	松山市北条512番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 田 稔	松山市北条940番地
〃	北 尾 幸 一	松山市北条1109番地 1
〃	伊 田 憲 弘	松山市北条479番地 1
〃	豊 田 英 一	松山市北条819番地
〃	森 田 浩 敏	松山市北条362番地 8
〃	森 田 務	松山市北条561番地 3
〃	高 橋 次 雄	松山市北条516番地
〃	野 田 繁	松山市北条924番地 2
監 事	越 智 眞之助	松山市北条452番地 6
〃	野 村 峯 雄	松山市北条512番地 1

以下「法」という。)第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量(以下「知事管理量」という。)及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量(以下「知事管理努力量」という。)の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績(他県からの入漁者の採捕実績を含む。)及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻

く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成28年及び平成29年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成28年		平成29年	
	平成28年1月から12月まで	平成28年7月から平成29年6月まで	平成29年1月から12月まで	平成29年7月から平成30年6月まで
まあいじ	6,000トン		5,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及びごまさば		若 干		若 干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成28年及び平成29年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成28年1月から12月まで	平成29年1月から12月まで
まあいじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	4,200トン	3,500トン

4 知事管理量（まあいじにあつては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあいじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成28年及び平成29年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成28年4月1日から6月30日まで	平成28年9月1日から11月30日まで	平成29年4月1日から6月30日まで	平成29年9月1日から11月30日まで	平成28年10月1日から12月31日まで	平成29年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項
平成28年及び平成29年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘	平成28年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成29年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘	平成28年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成29年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成28年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成29年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
診断用模擬運転装置（四輪）の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
診断用模擬運転装置（四輪）一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成29年12月1日から平成36年11月30日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790-8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934-0110 内線2235

- (2) 入札書の受領期限
平成29年8月4日（金）午前11時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成29年8月4日（金）午前11時00分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受領期限
公告の日から平成29年7月27日（木）午後5時15分まで。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Diagnostic driving simulator
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 4, August, 2017
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL 089-934-0110